

議案第 97 号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 26 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成 24 年川崎市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の項中「川崎市多摩区登戸 2, 258 番地」を「川崎市中原区新城 5 丁目 2 番 13 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。